

三宅町緊急雇用創出事業（会計年度任用職員）募集要領

新型コロナウイルス感染症対策による会計年度任用職員（緊急雇用）を下記のとおり募集します。任用を希望される方は次によりお申し込み下さい。コロナウイルスの影響により、内定取消となった方や業務縮小により雇用を取り消された若しくは収入減少された方の就職活動を支援します。

1. 採用職種及び予定人数

一般事務補助 2名程度

2. 受験資格

三宅町内に在住される方で次のいずれかの条件を満たす方

- (1) コロナウイルスの影響により内定取消となった方
- (2) コロナウイルスの影響により業務縮小となり雇用を取り消された方
- (3) コロナウイルスの影響により業務縮小となり収入が減少された方

※ 受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 三宅町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は、これに加入した者

3. 試験内容（書類選考）

第1次試験 書類選考（郵送にて結果通知）

第2次試験 面接（1次試験合格者に通知します）

4. 勤務条件

- (1) 採用期間 採用された日から令和3年3月31日まで
 - (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時00分まで（休憩60分）
時間外勤務は基本的に無し（必要に応じて）
 - (3) 勤務日数 週5日以内
 - (4) 給 与 時給925円（地域手当含む）
 - (5) 加入保険 社保及び雇用保険（週の勤務時間に応じて加入）・公務災害
 - (6) 手 当 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当（週の勤務時間に応じて支給）
- ※ 勤務時間及び勤務日数については要相談

6. 受験手続き

- ①申込先 三宅町総務部総務課（〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 689 ・役場庁舎 2階）
- ②受付期間 随時受付 三宅町役場 2階総務課で受付します。（郵送可）
*持参する場合は、午前8時30分から午後5時までが受付時間です。
ただし、日曜日及び土曜日、祝祭日は閉庁日のため、受付できません。
- ③提出書類 ①三宅町会計年度任用職員 任用申込履歴書
②内定及び雇用が取り消されたことが分かる書類、
収入が減少したことが分かる書類
(提出された書類、写真は返還いたしません。)

問合せ先：三宅町総務部総務課

Tel.0745-44-2001 内線 216